

# 2013年度地域別最低賃金・特定最低賃金が決定しました。

8月26日に第4回山形地方最低賃金審議会が開催され、公益委員・労働者委員賛成、使用者委員一部反対で以下のように決定し、山形労働局長に答申されました。

**665円 (+11円)**  
発効日 2013年10月24日より

## 【最低賃金とは？】

最低賃金は、働いて受けとる賃金の最低額を法的に保障する制度です。

この最低賃金の金額以下で労働者を働かせた場合、罰則の対象となります。

最低賃金には都道府県ごとの地域別最低賃金と、特定の産業ごとに設定される産業別最低賃金の2種類があり、

**地域別金額の山形県の最低賃金は2013年10月24日より1時間665円となりました。  
また特定産業ごとの最低賃金は、2013年12月25日より別表の金額が適用されます。**

業 種	2012年度最賃	2013年度最賃
一般機械	745円	754円 (+9円)
電気機械	731円	740円 (+9円)
自動車・同附属部品	747円	756円 (+9円)
自動車整備	749円	758円 (+9円)

地域別最低賃金は、パートや外国人労働者を含むすべての「労働者」に適用されます。

一方、産業別最低賃金は各都道府県の特定の産業ごとに設定されており、当該産業の年齢・業種・業務などの条件で労働者の一部を除外した基幹的労働者にのみ適用されます。

働者にのみ適用されます。

地域別最低賃金の金額は各都道府県労働局長が、金額改正が必要だと認める場合（基本的には毎年改定）に、地方最低賃金審議会に諮問し、同審議会の意見（答申）を尊重して決定します。それと比較して産業別最低賃金は、関係労使が、基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものについて設定されるものです。

産業別最低賃金の金額は、関係労使の申し出を受けて、厚生労働大臣または都道府県労働局長が、決定（改正）の必要性を最低賃金審議会に諮問し、必要との意見が出された場合に、同審議会でも審議された意見（答申）を尊重して決定（改正）します。

連合はこの「最低賃金審議会」に労働側代表として委員を送っており、毎年の金額改定に力を注いでいます。

この最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間に対応する賃金であります。具体的には、実際に支払われる賃金から、以下の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

1. 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
2. 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
3. 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金等）
4. 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金等）
5. 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

毎月支払われる賃金から上の5つのものを差し引いた後の金額が、最低賃金の時間額より低い場合は違反となり、使用者は罰則の対象となります。また、仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額を支払われることとなります。

なお、月額との比較は次のように計算します。

$(\text{月給の基本給部分} \times 12 \text{ヶ月}) \div (\text{年間所定労働時間}) \geq (\text{最低賃金額})$



1時間あたり

2013年10月24日からの  
山形県の法定地域別  
最低賃金

# 665円未満は 法律違反!!!

あなたの給料は  
最低賃金を下回っていませんか?  
いますぐ裏面でチェック!

**!** 最低賃金を支払わない場合、一人につき  
50万円の罰金が使用者に科せられます。

経験豊富なあなたの時給が、  
仕事の経験がない人の初任給より低いとしたら、  
**おかしいと思いませんか?**

…ちなみに、山形県の高卒初任給は1時間あたり**874円**です

※高卒初任給額は、厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査結果」の企業規模別・産業計・男女計の月額高卒初任給額を1カ月あたりの実労働時間で除して計算しています。

# えっ!?

ひとりで  
悩まず、  
まずは相談!

おかしい?と思ったら「**なんでも労働相談ダイヤル**」へ

[常設]

イコウヨ レンゴウニ



# 0120-154-052

## 連合山形

山形市木の実町12-37 大手門パルス内  
☎023-625-0555

◎県内6ヶ所に地域協議会があります。お気軽にお電話ください。

酒田飽海地協

☎0234-24-5505  
酒田市緑町19-10 労働センター内

鶴岡田川地協

☎0235-25-8605  
鶴岡市京町8-57 鶴岡市労働センター内

新庄最上地協

☎0233-23-1515  
新庄市大手町2-60 大手会館内

北西村山地協

☎0237-53-2005  
村山市榎岡新町2-12-7 しらたかビル2F

山形地協

☎023-622-0551  
山形市木の實町12-37 大手門パルス内

置賜地協

☎0238-23-0551  
米沢市堀井町堀野1-1 勤労者福祉会館2F

計算してみよう!

# 私の給料は最低賃金をクリアしているの？

あなたの賃金と最低賃金を比較するには…



## STEP 1

### 給料のうち対象となる項目を確認しよう

- 基本給+諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)のみ。
- ボーナスや残業代、その他臨時の手当は入れない。

## STEP 2

### 1時間あたりの額に変換してみよう

- 時給の人はそのままOK。
- それ以外(月給・週給・日給)の人は、まず職場ごとに決められている「**所定労働時間**」や「**所定労働日数**」を調べましょう。就業規則や契約書などからわかります。

## STEP 3

### 実際に比較してみよう ※総労働時間=所定労働時間+残業時間

- 時給の人** 時給と最低賃金時間額をそのまま比較します。
- 時給以外の人には以下の計算式で算出した金額と最低賃金額を比較します。
- 日給の人**  $(\text{日給額}) \div (\text{1日の所定労働時間})$  が出る金額
- 週給の人**  $(\text{週給額}) \div (\text{週の所定労働日数} \times \text{1日の所定労働時間})$  が出る金額
- 月給の人**  $(\text{月給額}) \div (\text{年間所定労働日数} \times \text{1日の所定労働時間} \div 12)$  が出る金額
- 完全歩合給の人**  $(\text{月の歩合給額}) \div (\text{月間総労働時間})$  が出る金額  
(月払いの場合)
- 固定給+歩合給の人** ①の額+②の額の合計額  
(月払いの場合)
  - ①  $(\text{月の固定給額}) \div (\text{月間所定労働時間})$  が出る金額
  - ②  $(\text{月の歩合給額}) \div (\text{月間総労働時間})$  が出る金額



自分の給料が最低賃金より安かった場合には、以下の対応策を検討してみましょう。

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、「連合なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。詳しくはご相談ください。

おかしい?と思ったら、「連合なんでも労働相談ダイヤル」へお気軽にご相談を!



日本労働組合総連合会(連合)  
<http://www.jtuc-rengo.or.jp>

おかしい?と思ったら

連合

検索

IPPナビ <http://www.ippomae.jp> 国や地方自治体が実施している、「就労」生活」の支援制度・相談窓口をご案内します。

**Action!**  
早くあなたの問題は早く解決と解決しよう

**STOP**  
THE  
格差社会!

暮らしの底上げ実現!